

（警音器）

第四十九条 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十三条並びに細目告示第六十三条、第四百一条及び第二百十九条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車（被牽引自動車を除く。）には、警音器を備えなければならない。
 - 二 警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 警音器の音の大きさ（二以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方二メートルの位置において百十五デシベル以下九十デシベル以上（動力が七キロワット以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、百十五デシベル以下の適当な大きさ）又は自動車の前方七メートルの位置において百十二デシベル以下九十三デシベル以上（動力が七キロワット以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、百十二デシベル以下八十三デシベル以上）であること。
 - ロ 警音器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。
 - ハ 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。
 - 三 自動車（緊急自動車を除く。）には、車外に音を発する装置であつて警音器と紛らわしいものを備えてはならない。ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときにその旨を歩行者等に警報するブザその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザその他の装置については、この限りでない。
- 2 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車については、前項第二号イの規定中「動力が七キロワット以下の二輪自動車」を「軽自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車」に読み替えて適用する。